

資料No. 4

「岡谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年 月 日

岡谷市教育委員会  
教育長 宮坂 享

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

## 岡谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

岡谷市立小・中学校管理規則（昭和38年岡谷市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の4を第20条の5とする。

第20条の3第1項中「置く。」の次に「ただし、前条の規定による学校運営協議会を置く場合は、この限りでない。」を加え、同条を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第20条の3 学校に学校運営協議会を置くことができる。

2 前項の学校運営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。